

国立大学法人岐阜大学 競争的資金等の不正使用防止計画

岐阜大学では「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）に基づき、競争的資金等の不正防止活動を推し進めてきている。

最高管理責任者は基本方針を策定し、これに基づく具体的な対策として、不正使用防止計画を策定しており、公正研究推進室において不正を発生させる要因を把握し対策を講じ、3年ごとに活動の点検・検証や各種監査等の報告を踏まえ見直しを行っている。

基本方針【1. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備】

公的研究費の不正使用は、研究活動の信用を失う。各部署の研究活動を俯瞰できる大学全体の組織が、研究行動規範を基に公正な研究を推進する。

平成28年度以降の防止計画	平成28年度～平成30年度の取組	令和元年度以降の防止計画
公正研究推進室と監査室との連携を更に強化し、不正を誘発する要因を把握し、不正防止策を具体化し研修会等で教職員等に周知する。	公正研究推進室は、監査室と連携して内部監査を実施し、実状の把握に努めた。また、研修会等で教職員等に不正防止策を周知した。	公正研究推進室と監査室との連携を更に強化し、不正を誘発する要因を把握し、不正防止策を具体化し、研修会等で競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に周知する。
不正防止への取り組みを公表し、教職員だけでなく取引業者についても誓約書を取り、不正防止に対する意識の浸透を図る。	競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員、業者から不正を行わないことの宣言ならびに研究活動上の不正行為の防止・競争的資金等による公正な研究遂行等の関係規則等を遵守することを誓った誓約書を徴取した。	不正防止への取り組みを公表するとともに、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員ならびに取引業者から誓約書を提出させ、不正防止に対する意識を高める。
全学的なグループウェア（G-group）に研究費等の取り扱い・運用について掲載し、使用ルールの明確化及び教職員等のルールの理解を促進させる。	競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員がいつでも確認できるよう、全学的なグループウェア（G-group）に研究費等の取り扱い・運用を掲載し、ルールの理解を促進した。	大学の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、研究費等の取り扱い及び運用を周知し、使用ルールの明確化ならびに理解の浸透を図る。
コンプライアンス推進責任者は、公正研究推進室と協力し、教職員等に対しコンプライアンス教育を実施し、理解度を把握した上で、不正防止に対する意識向上・体制整備に繋げる。	コンプライアンス推進責任者は、公正研究推進室と協力し、各部署等においてコンプライアンス教育を実施し、教職員の不正防止の認識調査として理解度調査を行った。	コンプライアンス推進責任者は、公正研究推進室と協力し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対してコンプライアンス教育を実施する。実施後、理解度を検証し、不正防止に対する対応策ならびに防止体制の整備を行う。

基本方針【2. 研究費の適正な運営・管理活動】

研究費の執行を日常的にチェックするシステムを構築し、適正な研究活動を支援する。

平成28年度以降の防止計画	平成28年度～平成30年度の取組	令和元年度以降の防止計画
公正研究推進室は、部局責任者・担当者と連携を取りながら、発注・検収体制が形骸化しないよう点検・検証を繰り返し行い、不正使用防止のための牽制効果を高める。	発注・検収体制が形骸化しないよう、研究者本人の発注については一定金額以下であることを事務部門が点検・検証し、納品時は事務部門による検収関与を継続した。	公正研究推進室は、部局責任者・担当者と連携し、発注・検収体制が形骸化しないよう、点検、検証状況を反復的に確認し、不正使用防止のための牽制効果を高める。
研究担当者等の責任を明確に示し、担当者に対し研修会等で自覚を促す。事務部門においては、予算執行状況をモニタリングし、適正かつ計画的な執行を図り、不正使用防止に努める。	内部監査において、研究担当者等にヒアリングを行い、旅行内容及び短期雇用者の業務内容等の執行状況について、適正であることを確認した。	研修会等において、研究者の権限と責任を明確化し、あらかじめの理解を促す。事務部門は、予算執行状況を適宜モニタリングし、適正かつ計画的な執行を促すとともに不正使用防止に努める。

基本方針【3. 情報の伝達を確保する体制の確立】

全職員が情報を共有するため、教員・職員双方向の情報伝達手段を活性化させる。

平成28年度以降の防止計画	平成28年度～平成30年度の取組	令和元年度以降の防止計画
教員と職員とのコミュニケーションを図り、相互の信頼関係構築を図る。また公的研究費の不正使用事案を研修会等で公表するとともに、使用ルールに関する相談窓口の充実と周知により、相互の情報共有を図る。	教職員等に対して研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施した。研修会では、不正使用事案の公表及び使用ルールの相談窓口を周知し、構成員への情報の共有を図った。	競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して研修会等を実施し、公的研究費の不正使用事案を公表するとともに、競争的資金等の使用に関するルール等について、相談を受け付ける窓口の周知を図る。